令和８年度　「皆さまから寄せられた提言・提案などへの回答要旨」　5.教育・文化・スポーツ		
No.	件名・内容	回答
1	子育て施策に関する提案（家庭で過ごす時間の確保について） （内容） こどもへの外部的な支援施策に加え、親子が家庭で過ごす時間を確保できる環境の実現が重要である。 また、そのような環境の整備は、子育て世帯にとって魅力あるまちづくりにもつながるものと考えられます。 【受付No.】８－２００１ 【受付日】令和８年４月１１日	国においては、育児・介護休業法の改正により、テレワークの導入や柔軟な働き方の推進など、仕事と育児の両立支援が進められており、企業には親子で過ごす時間を確保しやすい職場環境の整備が求められています。 また、助成金制度や認定制度により、事業主への支援も行われています。 本市においても、「上尾市こども計画」を新たに策定し、そのなかで仕事と子育ての調和の推進に取り組んでおり、これまで啓発活動や情報提供を実施してきました。 今後は、社会情勢の変化を踏まえ、両立支援に関する情報発信の充実を図り、親子で過ごす時間の確保につながるよう取り組んでいきます。 （担当）こども支援課（電話）048-783－4962
2	市民野外プールの設置について （内容） ２０２６年の夏も４０度以上の気温が予想される。昭和の時代は夏になれば子供も大人も野外のプールで涼をとったものだが、野外プールの廃止が多く、自治体が逆行しているように感じる。 上尾市は今後野外プールの設置（建設）の予定はないか。 【受付No.】８－２００２ 【受付日】令和８年５月１日	さいたま水上公園は、半世紀にわたり多くの市民に親しまれ、幅広い年代の方々が身近に楽しめるプールとして、健康づくりや地域の賑わい創出に大きな役割を果たしてまいりました。 また、子どもたちが身近に楽しみながら水に親しめる場としても、プール施設の必要性は非常に高いものと認識しております。 一方で、屋外プールは、近年の猛暑やゲリラ豪雨など、気象条件に大きく左右される課題がございます。 加えて、熱中症の危険性が高まる場合には、安全面から利用を制限する必要もございます。 本市としては、今後も市民が日常的にプールに親しむことができるよう、屋内プール施設や学校プールの市民開放について、検討を進めてまいりたいと考えております。 （担当）スポーツ振興課（電話）048-781－8112

3	外国人児童生徒保護者補助金制度への提言 （内容） 近年、物価高騰や社会保険料の負担増加に伴い、多くの日本人家庭が家計の圧迫に苦しみ、教育費の負担も年々重くなっている中、上尾市に暮らす日本人の子どもよりも、日本の義務教育制度の枠外にある教育機関であり、日本の公立学校とは性質が異なる外国人学校に通う児童生徒の保護者に対する補助金制度があることは、日本人の子どもや家庭よりも外国人学校を優先しているように見受けられ、日本人に対する逆差別と受け止められても仕方のない状況を生み出していると考えます。 限られた税金は、就学援助制度の拡充・給食費負担の軽減・教材費支援の充実・子育て世帯への直接支援など、まずは上尾市の子どもたちとその家庭への支援に優先的に充てるべきです。 当該補助金制度の廃止、縮小または抜本的な見直し・制度の必要性及び効果の公表・削減した予算を就学援助等の日本人家庭向け支援へ振り向けることについて要望いたします。 税金は市民のために使われるべきであり、市民の理解を得られない支出は見直されるべきであるので、上尾市民として、公平性と納税者への説明責任を重視した行政運営を強く求めます。 【受付No.】８－２００８ 【受付日】令和８年６月１４日	本制度は、外国人学校に通学する市内在住の児童生徒の保護者に対して、当該学校に就学する児童生徒の学校における学びを支援し、教育的負担の軽減を図るものため、その費用の一部を補助する制度です。本市以外の県内複数の自治体においても同様の制度を設けております。 また、上尾市教育委員会では、就学援助費の支給金額の拡充や今年度から小学校給食無償化にあわせた中学校給食費の助成など、保護者の教育に関する支援の拡充を実施し、教育費の負担軽減を図っているところです。 なお、本制度のホームページへの掲載につきましては、上尾市ホームページにおいて「行政評価」で確認いただければと存じます。 以上のことから、本制度につきましては、縮小や廃止の予定はありませんが、今回の提言につきましては、貴重なご意見として承らせていただきますので、ご理解を賜りますよう願い申し上げます。 （担当）学務課（電話）048-775-9604

4	文化資源のアーカイブについて （内容） 磁気テープと紙媒体の急激な劣化によって、貴重な文化資源が失われていくことに対し、デジタル保存での暫定処置を取るべきであり、行政機関は行政の保存する資料のデジタル保存にとどまらず、在野における領域においても可能な範囲で同様の手法を取るべきであると提言します。 【受付No.】８－２０１３ 【受付日】令和８年７月２１日	上尾市では、これまでも公文書や広報誌などのデジタル化を進めてまいりました。また、文化財の分野では、市内の無形民俗文化財の映像記録を制作し、「上尾文化遺産ガイド」としてホームページにて公開しておりますほか、過去に市が作成したPR動画のデジタル化等に取組んでおります。 個人のご家庭や地域団体などが所蔵する貴重な文化資源につきましては、その価値を審議会や専門家に諮りながら、デジタル保存についても検討してまいります。 （担当）生涯学習課（電話）048-775-9496
5	『上尾市立小・中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画』の本文に法的根拠等を明文化することについて （内容） 市の行政（教育行政を含む）が策定する各種計画等は、その法的根拠や計画に至る背景等を市民に向けて明確にするのは当然です。しかしながら、上尾市教育委員会が策定した、令和８年４月『上尾市立小・中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画』（以下『実施計画』）は、以下の点で不備であると考えられます。 １.『実施計画』本文には次の法的根拠が示されていません。 ■公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）第８条（計画策定義務） ■給特法第７条（指針に即した策定義務） ■文部科学省指針の名称・公布日 ■総合教育会議への報告義務 ２．行政文書としても不備があります。 ■根拠法令 ■根拠通知・指針 ■計画の法的位置づけ ■計画の対象期間・義務内容 実際には、『実施計画』はこれらを欠いており、法的根拠等が示されていないため、市の計画という行政	「上尾市立小・中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下、実施計画）の本文に法的根拠等を明文化することについては、御意見として承ります。 なお、御指摘いただいた４点につきましては、以下のとおり、回答いたします。 はじめに、実施計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、給特法）第８条に基づいて策定したものでございますが、根拠法令を明記していないだけで、直ちに「行政文書として不備」となる根拠はないと認識しております。 次に「『指針』との整合性の不明確さ」についてですが、実施計画は、文部科学省が示している「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」と整合を図ったうえで作成したものでございます。 ３点目の「総合教育会議への報告義務の不記載」についてですが、給特法には、実施計画内に総合教育会議への報告義務を記さなければならない旨の記載はないことから、必ず記載することとは捉えておりません。 ４点目の「計画の法的位置づけが市民・教職員に伝わりません」につきましては、上記で示したように、実施計画は給特法を根拠に作成したものでございます。今後も市民や教職員から問い合わせがあった場合には、丁寧に説明してまいります。 （担当）学務課（電話）048-775-9604

	文書としての適正性を欠くのではないでしょうか。 ３．法的整合性の観点から、以下の指摘をいたします。 （１）法的根拠の欠落 ＊法的計画にもかかわらず、『実施計画』に根拠法令を明記しないことは、行政文書として重大な不備と言えます。 （２）「指針」との整合性の不明確さ ＊給特法第７条は「指針に即して策定する」義務を課しています。しかし計画本文には「指針」の名称・公布日・参照条項がないため、市民として「指針」との整合性が検証できません。 （３）総合教育会議への報告義務の不記載 ＊給特法第８条は、計画の実施状況を総合教育会議に報告する義務を規定していますが、『実施計画』にはこの義務が記載されていません。 （４）計画の法的位置づけが市民・教職員に伝わりません。 『実施計画』に法的根拠が明文化されていないことから、『実施計画』が「市独自の政策」なのか「法的計画」なのかが本文から判別できません。これは行政の説明責任回避とも言えます。 教育委員会令和８年２月定例会の席上、「給特法」改正により『実施計画』を提案すると事務局から口頭でごく簡単に説明がされましたが、傍聴者や後日教育委員会の会議録を見た者でない限り、大半の市民はそのことを知りません。 したがって、上述のとおり『実施計画』本文に法的根拠等を明示しないのは、教育行政として明らかに不備であることは明らかです。何よりも市民への説明責任を果たすという観点から、『実施計画』は提言者が指摘した点を明確にしたうえで、早急に本文に法的根拠等を明文化することを提言します。 【受付No.】８－２０１５ 【受付日】令和８年８月５日	

6	スケートパークを上尾市内に （内容） スケートパークを作ってほしいです。 水上公園の跡地に整備されることを期待しています。 【受付No.】８－２０１６ 【受付日】令和８年８月６日	当市では、幅広い世代の市民の皆様が、より安全・安心に利用できるスポーツ施設の在り方を検討しており、近年注目のアーバンスポーツやユニバーサルスポーツなど、誰もがスポーツに親しみやすい環境整備は、大変重要なことと認識しております。 ご提案のように、さいたま水上公園跡地などの、県が所有する公共施設の有効活用も含め、今後の施設整備の検討において参考にさせていただきます。 （担当）スポーツ振興課（電話）048-781-8112
7	来年度以降の平和学習中学生派遣事業の取り組みについて、市長判断でおこなうことを提言します。 （内容） 上尾市では、「被爆地での平和学習のための中学生派遣事業」の取り組みが行われていません。このことについて、市議会の令和７年９月における一般質問に対する学校教育部長答弁によれば、平和学習中学生派遣事業の取り組みを行わない理由は、(1)式典の開催時期や開催場所、(2)各中学校では「授業において平和に関する学習を実施している」ことなどから、(3)市民生活部と検討した結果、（被爆地への中学生派遣は）現時点では予定していない、とのことですが、この学校教育部長の答弁は以下のとおり矛盾しているか、他の事業との整合性がありません。 (1)他の自治体（さいたま市や杉並区など）では平和学習中学生派遣事業を広島や長崎における平和祈念式典の時期に実施しており、派遣しない理由として「式典の開催時期や開催場所」を挙げている学校教育部長の市議会答弁は整合性が無く、妥当性を欠いています。 (2)上尾市の各中学校では、極めて多額の予算（３年間で約５億円）により業務委託したＡＬＴを活用して「授業において英語教育を実施している」ことに加えて、毎年「中学生海外派遣研修」が多額の予算（2400万円以上）が投じられ実施されています。したがって、同じ論理を被爆地へ中学生を派遣する平和学習に適用していないため、政策目的の整合性を欠いています（被爆地へ中学生を派遣するほう	まず、学校教育における取り組みとしましては、平和学習について、教育基本法に則り、教科指導や道徳、特別活動などで戦争や地域紛争の歴史及び背景、戦争の悲惨さや命の貴さ、人権の尊重を理解し、国際社会の一員として平和な社会を築いていくことの大切さについて学んでおります。このような学習を通して、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質の育成を図っているところでございます。 また、学校教育における取り組みのほかにも、市が実施する非核平和パネル展など、市長部局における平和事業につきまして、教育委員会の配信メールを活用し、市内小中学生やその保護者への周知に協力しているところでございます。なお、当該パネル展では、一部会場において、広島市より借用した原爆被害等を疑似体験できるＶＲゴーグルの体験ブースが設けられており、毎年多くの児童・生徒が来場し、ＶＲゴーグルや写真パネルを通じて戦争の恐ろしさや平和の尊さを学んでいるところでございます。 本市では、学校教育における平和学習を基本とし、あわせて市長部局における平和啓発も行っているところでございます。 以上の取り組みを踏まえ、教育委員会及び市長部局双方で協議した結果、市内において戦争の実相や平和について学ぶ環境が整えられているという結論に再度至ったことから、中学生派遣の実施は予定しておりません。 （担当）指導課（電話）048-775-9672

	が、中学生海外派遣より格段に少額の予算で対応できます)。 (3)「市民生活部と検討した」中身が市民にはまったく公表されていないことから、行政としての説明責任が果たされていません。 以上の事実関係や、昨今の世界情勢を考えれば、今こそ平和学習が必要なことは明らかです。 そこで、来年度以降の平和学習中学生派遣事業の取り組みについて、安易に教育委員会に全面的に依拠するのではなく、市長判断でおこなうことを提言します。 【受付No.】８－２０１７ 【受付日】令和８年８月１２日	
8	教育委員と教委事務局は「情報公開制度の目的と意義」を認識すべきです （内容） 教育委員会６月定例会で「情報公開請求の状況」について、教育委員から「業務が増えるのではないか」との質問に対して、教育総務課長は「件数が多い所属に関しては、それ相応の事務負担となっている」旨回答しています。これは教委定例会という公的な場での発言であり、当然個人の見解ではなく、責任ある発言であると解されますが、情報公開制度の趣旨や目的、市民の権利については一切言及されませんでした。 提言者が情報公開請求し確認したところ、教育委員が就任した際に「上尾市情報公開条例」とりわけ第１条「市民の知る権利の尊重」「市民による市政の参加の充実」「公正で開かれた市政の発展に寄与する」および第26条「実施機関（教育委員会など）は市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、積極的な情報提供に努める」「市民が必要とする情報を的確に把握するよう努めるものとする」について教育委員に伝えている痕跡が無いこと、さらに、教育総務課長自身、採用以来上尾市の情報公開制度についての研修を受講した痕跡が無いことも判明しました。 以上の事実関係から、教育委員や教育総務課長（教委事務局職員）は「情報公開制度の目的と意義」	ご指摘のあった令和８年教育委員会６月定例会での教育総務課長の発言については、上尾市情報公開条例第２５条の規定に準じて、上尾市教育委員会が保有する公文書の公開に係る令和７年度の実施状況について教育委員会へ報告し、教育委員からの質疑に対して、答弁したものです。このことから、教育委員会において、情報公開制度の趣旨や目的にまで言及する必要はないものと認識しております。 また、情報公開請求に係る決定等の決裁は、原則として課長専決であることから、教育委員就任時に情報公開制度の趣旨や目的について、教育委員へ説明する必要性はないと考えますが、令和８年度の実施状況の報告の際には、その趣旨や目的について説明するよう努めてまいります。 なお、教育総務課長を含む事務局職員におきましては、日々の情報公開業務を通じて条例や運用手引等を常時確認しており、本制度の趣旨や目的について理解・認識したうえで業務にあたっております。 以上のことから、今回のご提言につきましては、参考意見として頂戴させていただきます。 （担当）教育総務課（電話）048-775-9469

	をあらためて認識すべきであると考えます。具体的には、「上尾市情報公開条例」は市民の知る権利や実施機関の努力義務について定めた基本的な例規であることから、教育委員就任の際には上尾市の情報公開制度についてレクチャーすること、また、教育総務課長を含めた教育委員会事務局職員は情報公開制度について研修することを提言します。 【受付No.】８－２０１８ 【受付日】令和８年８月１６日	
9	市内小中学校生徒児童の安全と教員の業務改善）について （内容） 各教室及び特別教室への内線電話設置又は教員用スマートフォンの導入。 （このスマートフォンは代表電話の内線として使用するもの、外線の着信、発信ができるもの、個々に内線番号の振り分けはあっても、外線用の番号は無いものを想定。） 小中学校において、外部への連絡手段が職員室、事務室等に限られ、各フロア、職員室、事務室との連絡手段がないという点に疑問を感じます。 学校によって、各教室に内線電話を設置している校舎、フロアに一台設置している校舎、内線がそもそも無い校舎など様々な形態が存在しているようですが、安全面だけでなく「不登校生徒」「いじめ」などに関係する連絡などプライベートを重視しなくてはいけない連絡時も職員室だけでなく、教室や生徒指導室などを選ぶことも可能となります。各教員に一台でなくとも、各フロアに一台でもまずは良いのではないかと思います。是非「児童生徒の安全教職員の業務改善」の為に市内の学校においてある程度統一の設備の展開を願います。 【受付No.】８－２０１９ 【受付日】令和８年８月１６日	ご指摘の通り、各フロアへの電話機の設置については学校ごとに異なっております。本市におきましては、昨今の電話におけるトラブルが多発する状況に鑑み、今年度、録音機能及び事前アナウンス機能を備えた電話機への更新を進めております。 この更新つきましては、各校からの要望も強いものであり、小中学校で一律に更新をすることで、教職員の負担軽減や業務改善に寄与するものと考えております。 ご要望頂きました教室への内線電話設置につきましては、児童生徒の安全や教職員の業務改善の効果をはじめ、各学校のニーズ等を確認しながら調査研究を進めてまいります。 （担当）教育総務課（電話）048-775-4990

10	教育委員会は「中学生海外派遣研修」参加生徒の報告や感想を市民と共有してください。 （内容） 上尾市では例年多額の予算（令和８年度は 2400 万円超）を投じて、夏休みに市内の中学３年生 22 名をオーストラリアに派遣する「中学生海外派遣研修」事業を実施しています。 この事業について、令和７年３月議会で学校教育部長は「本研修につきましては、派遣生たちが研修での学びを上尾市の全中学生に広めていくことまでが研修内容だと捉え、全中学校において、派遣生が研修内容の報告や感想、今後の決意表明を述べる研修報告会を実施するとともに帰国報告集を作成し、全小・中学校へ配布しております。」と述べています。そこで、昨年度の「中学生海外派遣事業」について、参加した生徒の体験談等を、参加しなかった生徒に向けて還元（還流）したことが判別できる資料等の開示を求めたところ、わずかに学校名と「ホストファミリーから」という文言のみが判別できる、ほぼ全面黒塗りの「研修報告書」が 22 枚提示されました。 教育委員会がほぼ全面黒塗りとした理由は「報告文の内容については、個人のプライバシーを害するおそれがある情報であり、第３者に本人が公開されたことを知れば、精神的な苦痛を受けるおそれがある」とのことでした。 一方、鴻巣市でも「中学生海外派遣研修」は実施されていますが、鴻巣市のＨＰに参加生徒全員の感想が掲載されています。これは「生徒の感想＝必ずしも非公開とすべき個人情報ではない」ことを示す実例であると言えます。また、同時に、上尾市教育委員会（事務局の一部の課）が主張するように、「第３者に公開されたことを知れば、精神的な苦痛を受けるおそれ」など無いという証左でもあります。 ※海外派遣ではありませんが、杉並区では平和学習として被爆地（広島・長崎）への中学生派遣研修を実施していますが、その取り組みの様子や感想等は区のＨＰに名前・顔写真入りで掲載されています。 上尾市での学校教育部長の議会答弁からも、参加	上尾市中学生海外派遣研修につきましては、帰国後、各派遣生本人が所属するそれぞれの中学校において、研修内容の報告や成果発表、今後の決意表明を述べる研修報告会を実施するとともに、帰国報告集を作成し、市内全小・中学校に配布して研修の成果を広く伝えております。一方で、現在は派遣生が作成する報告書等につきましては、一般に公開することを前提として作成しておりませんが、来年度以降は、派遣生に対し、作成する報告書の内容を一般に公開することについて事前に説明をする等を行い、ホームページで公開するなど検討してまいります。 （担当）指導課（電話）048-775-9672

	生徒の研修報告書は「第三者に公開されることを前提とした文書」であり、ほぼ全面黒塗りという「一部公開」を正当化する論理とは真逆です。多額の予算も投じられていることから、教育委員会事務局の判断だけで秘密事項と同様の扱いとするのは、どう考えても教育委員会による過剰で不適切な対応であると思われます。 　したがって、教育委員会は参加生徒の「中学生海外派遣研修」の報告や感想を市民にも共有していただくようお願いいたします。 【受付No.】８－２０２１ 【受付日】令和８年８月２５日	
11	トレーニング施設について （内容） 上尾市にはトレーニングルームが「市民体育館」「わくわくランド」の中にあると認識していますが、どちらも狭く、市民体育館は常に混んでいる印象です。 また、市の東部の市民はどちらも遠く利用が困難です。 市の東部に市営のジムを設営する計画などはないのでしょうか。 また、伊奈町の町営ジムを利用しやすくするなどの政策をとっていただけないでしょうか。 【受付No.】８－２０２５ 【受付日】令和８年９月４日	市の東部に市営のジムを設営する計画について 「市民の利用しやすさ」という視点は、今後の施設整備や健康増進施策を検討する上で、大切な視点であると認識しております。 　今回いただいたご意見を、今後の施設整備や公共サービスのあり方を検討する際の参考とさせていただきます。 伊奈町の町営ジムを利用しやすくするなどの政策について 　スポーツ施設の広域的な相互利用や民間スポーツ施設との連携など、近隣市町村の事例を調査・研究し、安心して利用できるスポーツ施設のあり方を検討してまいります。 　本市といたしましては、市民の皆様一人ひとりが心身ともに健やかに生活できる「スポーツ健康都市」の実現を目指し、生涯にわたり主体的な健康づくりに取り組むことができるよう施策の推進に努めてまいります。 （担当）スポーツ振興課（電話）048-781-8112
12	第 2 子保育料の多子軽減における兄姉の年齢制限撤廃について （内容） 　上尾市の多子世帯における保育料軽減制度について、制度の見直しを提言いたします。	本市の保育料の多子軽減につきましては、国の制度に基づき実施しており、原則として「小学校入学前のお子さん」をきょうだいのカウント対象として計算しております。 　本市の保育料は、近隣の自治体に比べ、低い水準に設定しておりますが、ご指摘のようにお子さんの年齢が上

	現在、我が家には年長児と２歳児の２人の子どもがおり、下の子の保育料について第２子として半額の軽減を受けています。しかし、現在の制度では、上の子が小学校へ進学すると多子軽減の算定対象から外れるため、下の子は実質的に第１子扱いとなります。子どもが２人いるという家庭の状況は何も変わっていないにもかかわらず、上の子が小学生になったことだけを理由に、下の子の保育料負担が約２倍になることに強い疑問を感じています。近隣・県内自治体では、兄姉の年齢にかかわらず第２子の保育料を軽減する制度や、0～2 歳児の保育料を無償化している自治体もあります。自治体によって子育て世帯の負担に大きな差が生じている現状についても、疑問を感じています。少子化が大きな社会問題となり、子育て支援の充実が求められている中で、「上の子が小学生になったため第 2 子の軽減を受けられなくなる」という制度は、現在の子育て支援の方向性とも合っていないのではないでしょうか。そこで上尾市に、以下について検討していただきたいです。 ・多子世帯の保育料軽減について、兄姉の年齢制限を撤廃すること ・少なくとも第２子については、兄姉が小学生になった後も保育料半額を継続すること ・将来的には、0～2 歳児の第 2 子以降の保育料無償化について検討すること 上尾市として、現在の多子軽減制度、特に兄姉の年齢制限についてどのように考えているのか、また今後、制度を見直す考えがあるのかについてもご回答いただければ幸いです。子育て世帯が安心して上尾市で子どもを育て続けられるよう、ぜひご検討をお願いいたします。 【受付No.】８－２０２６ 【受付日】令和８年９月７日	がったときの負担増加について、不安を感じられるご家庭があることも承知しております。 本市では、今年度から小学校給食費の無償化に加え、中学校給食費の半額以上を支援するなど、子育て世帯が住んでよかったと思っていただけるような市独自の取組を進めております。 今回、ご提案いただきました保育料の多子軽減制度の見直しや保育料の無償化につきましては、国や県の動向を注視しつつ、先進自治体の事例も参考にしながら、検討してまいります。 （担当）保育課（電話）048-775-5121
13	平方北小学校再編に係る嘆願 （内容） ・来年度入学児童より平方北小学校へ入学する児童を対象に『就学指定校変更および区域外就学許可基準』の『その他、事情により教育委員会が認めた	現在、平方北小学校の再編につきましては、「平方北小学校の再編に係る方向性（素案）」（以下「素案」という。）を作成し、保護者や地域の皆様から素案に対するご意見をいただいている段階です。再編方法や時期などが現段階では未確定であるため、再編開始までの間に入

	場合』の中に候補3校への校区外入学をそれぞれ選択し入学を認めるようにしてください。 ・それが来年度まで間に合わないのなら児童の精神的負担についてなにがあっても補償してください。 ＜提言理由と経緯＞ 私たちは子供が生まれてくることをきっかけに通勤経路や住環境、教育環境含め、いろいろ確認を重ねこの地に家を構えることを決めました。 住み始めて2年、進学予定の平方北小学校の廃校案のお知らせが届きました。 当時子は 3 歳で少し早いとは思いましたが当時ほかの近隣校への進学を上尾市役所へ問い合わせましたが、『(廃校は)決まっていない』とのことで断りをうけました。ただその理由については当時上尾市から通知があったのは検討委員会の設置のみだったため不服ではありながらどこかで理解ができました。 様子を見守ること2年、来年小学校に進学するというときになって『素案(＝方針)の説明会』の通知が届きました。 説明会に参加し、説明を聞いた内容が以下です。 ・100 人以下が今後も続く見通し、少人数学級は多様性を学ぶ機会の損失 ・あと5年ほどかけて再編を決定していく 計画通りならば子が 4～5 年生に分散(友達とは別れる可能性)するという計画です。 素案とはいえ、そんな方針がでれば不安な児童・保護者がでるのは当然ですが、実際素案への反響対策は何もされていないようでした。 【受付No.】８－２０２８ 【受付日】令和８年９月１３日	学されるお子様につきましては、一律で平方北小学校を入学先としてご案内しております。 この状況を踏まえ、「就学指定校変更および区域外就学許可基準」に基づく『その他、事情により教育委員会が認めた場合』として、『候補3校への校区外入学をそれぞれの選択肢として認める』というご要望につきましては、本基準には該当いたしませんので、誠に申し訳ございませんが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。 なお、再編方法や時期などとともに、再編に伴う児童の心理的負担に配慮するため、指定校以外に近隣校を選択できるような特例措置を設け、ご家庭の状況やご希望に応じた柔軟な学校選択についても検討課題として考えておりますので、併せてご理解賜りますようお願い申し上げます。 以上回答とさせていただきますが、今後も引き続き市政に対しまして、ご理解とご協力をお願い申し上げます。 （担当）新しい学校づくり推進室 （電話）048-775-9469 学務課（電話）048-775-9604